

〔別 紙〕

様式 2

事業報告書

(自 令和 6 年 8 月 1 日 至 令和 7 年 7 月 3 1 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人社団 紺井医院

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
☒ その他③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 石川県河北郡内灘町字緑台 1 丁目 7 番地

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成 5 年 8 月 1 2 日

(4) 設立登記年月日 平成 5 年 8 月 1 7 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	紺井 一郎	

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	紺井医院	1 4 1 0 7 9 3	石川県河北郡内灘町字 緑台 1 丁目 7 番地	一般病床 0 床 療養病床 0 床 [医療保険 0 床] [介護保険 0 床]

(2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
住宅型有料老人ホームみどり	石川県河北郡内灘町字緑台 1 丁 目 5 番地	

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考
なし		

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 6年 9月27日 令和5年度決算の決定

令和 6年 9月27日 理事及び監事全員任期満了につき改選

令和 7年 7月31日 令和7年度の事業計画及び収支予算の決定

- (5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

なし

- (6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

なし

- (7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

なし

- (8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

なし

- (9) その他

なし

様式 3

法人名 医療法人社団 紺井医院

※医療法人整理番号 00238

所在地 石川県河北郡内灘町字緑台1丁目7番地

財 産 目 録

(令和 7 年 7 月 3 1 日現在)

1. 資 産 額	256,113千円
2. 負 債 額	10,243千円
3. 純 資 産 額	245,869千円

(内 訳)

(単位:千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	142,990
B 固 定 資 産	113,122
C 資 産 合 計 (A+B)	256,113
D 負 債 合 計	10,243
E 純 資 産 (C-D)	245,869

(注)・財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

・※は記入しないこと。(以下同じ)

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 4 - 1

法人名 医療法人社団 紺井医院

※医療法人整理番号 〇〇〇〇〇〇

所在地 石川県河北郡内灘町字緑台 1 丁目 7 番地

貸 借 対 照 表

(令和 7 年 7 月 3 1 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	142,990	I 流 動 負 債	10,243
現 金 及 び 預 金	117,195	支 払 手 形	0
事 業 未 収 金	15,054	買 掛 金	3,108
有 価 証 券	0	短 期 借 入 金	0
た な 卸 資 産	1,152	未 払 金	1,554
前 渡 金	0	未 払 費 用	2,479
前 払 費 用	481	未 払 法 人 税 等	151
その他の流動資産	9,105	未 払 消 費 税 等	750
II 固 定 資 産	113,122	前 受 金	0
1 有 形 固 定 資 産	110,434	預 り 金	600
建 物	79,397	前 受 収 益	0
構 築 物	2,774	その他の流動負債	1,600
医 療 用 器 械 備 品	2,937	II 固 定 負 債	0
その他の器械備品	122	医 療 機 関 債	0
車 両 及 び 船 舶	1,428	長 期 借 入 金	0
土 地	10,436	繰 延 税 金 負 債	0
建 設 仮 勘 定	0	その他の固定負債	0
その他の有形固定資産	13,337	負 債 合 計	10,243
2 無 形 固 定 資 産	570	純 資 産 の 部	
借 地 権	0	科 目	金 額
ソ フ ト ウ ェ ア	46	I 出 資 金	10,000
その他の無形固定資産	524	II 積 立 金	235,869
3 そ の 他 の 資 産	2,116	別 途 積 立 金	30,000
有 価 証 券	0	繰 越 利 益 積 立 金	205,869
長 期 貸 付 金	0	III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
保有医療機関債	0	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
その他長期貸付金	0	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	
役職員等長期貸付金	0	純 資 産 合 計	245,869
長 期 前 払 費 用	0	負 債 ・ 純 資 産 合 計	256,113
繰 延 税 金 資 産	0		
その他の固定資産	2,116		
資 産 合 計	256,113		

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人社団 紺井医院

※医療法人整理番号 00238

所在地 石川県河北郡内灘町字緑台 1 丁目 7 番地

損 益 計 算 書
(自 令和 6 年 8 月 1 日 至 令和 7 年 7 月 3 1 日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		127,366
2 事業費用		
(1)事業費	105,135	
(2)本部費		105,135
本来業務事業利益		22,231
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		63,209
2 事業費用		78,313
附帯業務事業損失		15,105
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		
2 事業費用		
収益業務事業利益		
事業利益		7,126
II 事業外収益		
受取利息	34	
その他の事業外収益	581	616
III 事業外費用		
支払利息	34	
その他の事業外費用		34
経常利益		7,708
IV 特別利益		
固定資産売却益		
その他の特別利益	275	275
V 特別損失		
固定資産売却損		
その他の特別損失	406	406
税引前当期純利益		7,577
法人税・住民税及び事業税	1,265	
法人税等調整額		1,265
当期純利益		6,311

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

法人名 医療法人社団 紺井医院
所在地 石川県河北郡内灘町字緑台1丁目7番地

※医療法人整理番号 00238

関係事業者との取引の状況に関する報告書

該当なし

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 紺井医院
理事長 紺井 一郎 殿

私は、医療法人社団 紺井医院の令和6会計年度(令和6年8月1日から令和7年7月31日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和7年 9月 30日
医療法人社団 紺井医院
監事 岡 能久